

別表2 (第27条関係)

住宅性能評価業務に係る評価料金は、以下のとおりとする。単位は円とし、税抜金額で表示する。

別表番号に続く(・管内)の記載がない表は、全国統一料金

一 新築住宅

1 戸建住宅

(1) 設計住宅性能評価の評価料金

当該住宅の延べ面積及び選択項目の区分に応じて、別表2-1-1に定める額とする。

別表2-1-1(広島本社管内) 設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	5-1を選択する場合	5-2を選択する場合		
200㎡以内	43,000	46,000	1分野につき ※1	1,000
200㎡を超える	47,000	50,000		

別表2-1-1(東京支店管内) 設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	5-1を選択する場合	5-2を選択する場合		
200㎡以内	45,000	60,000	1分野につき ※1	3,000
200㎡を超える	50,000	65,000		

別表2-1-1(福岡事務所管内) 設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	5-1を選択する場合	5-2を選択する場合		
200㎡以内	39,000	41,000	1分野につき ※1	1,000
200㎡を超える	45,000	47,000		

※1：日本住宅性能表示基準別表1(イ)欄表示すべき事項毎(以下同じ)

(2) 住宅形式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

当該住宅に係る住宅形式性能認定等(以下本文中は「認定等」という。)を含む評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表2-1-2に定める額とする。

別表2-1-2(広島本社管内) 住宅形式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	料金 1 ※1	料金 2 ※2		
200㎡以内	33,000	30,000	1分野につき ※3	1,000
200㎡を超える	35,000	32,000		

別表2-1-2(東京支店管内) 住宅形式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	料金 1 ※1	料金 2 ※2		
200㎡以内	33,000	30,000	1分野につき ※3	3,000
200㎡を超える	35,000	32,000		

別表2-1-2(福岡事務所管内) 住宅形式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	料金 1 ※1	料金 2 ※2		
200㎡以内	33,000	30,000	1分野につき ※3	1,000
200㎡を超える	35,000	32,000		

※1：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用される場合。

この場合、5-2分野の認定等が含まれない場合は、2,000円加算する。(料金2も同じ)

※2：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用される場合。

※3：選択項目に認定等が適用される場合、500円/分野の加算とする。

注) 申請において住宅型式性能認定書の写し又は型式住宅部分等製造者認証書の写し(ジェイイーが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要)が添えられている場合に限る。

(3) 変更設計住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、別表2-1-1又は別表2-1-2で算出した額に0.5を乗じた額とする。

ただし、必須項目の過半の分野を変更する場合は、別途見積とする。

また、評価項目を減ずる場合など審査を伴わない変更にあつては、5,000円とする。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-1又は別表2-1-2を適用する。

(4) 建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は変更住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、延べ面積及び選択項目の区分に応じて、別表2-1-3に定める額に別表2共1-2で定める額を加算した額とする。

別表2-1-3(広島本社管内) 建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	5-1を選択する場合	5-2を選択する場合		
200㎡以内	88,000	90,000	1分野につき ※1	1,000
200㎡を超える	98,000	102,000		

別表2-1-3(東京支店管内) 建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	5-1を選択する場合	5-2を選択する場合		
200㎡以内	80,000	95,000	1分野につき ※1	5,000
200㎡を超える	90,000	105,000		

別表2-1-3(福岡事務所管内) 建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	5-1を選択する場合	5-2を選択する場合		
200㎡以内	87,000	90,000	1分野につき ※1	1,000
200㎡を超える	95,000	98,000		

※1：建設住宅性能評価の引受後、変更設計住宅性能評価により評価項目を増やす場合の追加料金は、追加項目1分野につき1,000円を加算する。

また、変更設計住宅性能評価を必要としない部分的な変更を施工状況報告書で報告する場合は、表示すべき事項1-1または5-2を含んでいる場合は、1分野5,000円を、その他の場合は1分野1,000円を加算する。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-3で算出した額に1.5を乗じた額とする。

ウ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、ア又はイの額に別表2共1-1で定める額及び別表2共1-2で定める額を加算した額とする。(次号(5)から(7)も同様とする。)

(5) 住宅形式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、認定等を含む評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表2-1-4に定める額に別表2共1-2で定める額を加算した額とする。

別表2-1-4(広島本社管内) 住宅形式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	料金 1 ※1	料金 2 ※2		
200㎡以内	67,000	60,000	1分野につき ※3	1,000
200㎡を超える	70,000	65,000		

別表2-1-4(東京支店管内) 住宅形式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	料金 1 ※1	料金 2 ※2		
200㎡以内	67,000	60,000	1分野につき ※3	5,000
200㎡を超える	70,000	65,000		

別表2-1-4(福岡事務所管内) 住宅形式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	料金 1 ※1	料金 2 ※2		
200㎡以内	67,000	60,000	1分野につき ※3	1,000
200㎡を超える	70,000	65,000		

※1：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用され、現場検査回数3回の場合の基本料金。現場検査回数異なる場合は、6,000円/回で補正する。

※2：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用され、現場検査回数2回の場合の基本料金。現場検査回数異なる場合は、6,000円/回で補正する。

※3：選択項目に認定等が適用される場合、500円/分野の加算とする。

また、別表2-1-3脚注※1を準用する。この場合、追加又は変更項目に認定等が適用される分野の手数料加算は半額とする。

注) 別表2-1-2の注)と同じ。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-3又は別表2-1-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

(6) 変更建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価又は認定等を含む建設住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、別表2-1-3又は別表2-1-4で算出した額に0.5を乗じた額とする。

ただし、必須項目の過半の分野を変更する場合は、別途見積とする。

また、評価項目を減ずる場合など検査を伴わない変更にあつては、5,000円とする。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価又は認定等を含む建設住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-3又は別表2-1-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

(7) 再検査、又は追加検査の料金

別表2-1-5(追加検査が6-1分野を含む場合は、別表2-1-5で定める額に別表2共1-1で定める額を加算し、6-1分野のみの場合は、別表2共1-1で定める額)に定める額に別表2共1-2で定める額を加算した額とする。

別表2-1-5 再検査、又は追加検査の料金

料 金	
20,000	

2 共同住宅等

(1) 設計住宅性能評価の評価料金

当該共同住宅等の延べ面積の区分、評価戸数及び選択項目数により、別表2-2-1に定める額とする。

別表2-2-1(広島本社管内) 設計住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A + B×M + C×分野数×M]				
	A 住棟料金	評価住戸加算			
		B 基本料金(必須項目のみ)		C 選択分野加算	
	料金1 (5-2無)	料金2 (5-2有)	8分野以下 (料金/1分野)	8分野超部分 (料金/1分野)	
500㎡以内	120,000	6,000	7,000	500	500
500㎡超え1,000㎡以内	120,000	6,000	7,000	500	500
1,000㎡超え2,000㎡以内	130,000	6,000	7,000	500	500
2,000㎡超え3,000㎡以内	130,000	6,000	7,000	500	300
3,000㎡超え4,000㎡以内	140,000	6,000	7,000	500	300
4,000㎡超え5,000㎡以内	150,000	6,000	7,000	500	300
5,000㎡超え10,000㎡以内	220,000	6,000	6,500	500	300
10,000㎡を超え20,000㎡以内	380,000	6,000	6,500	500	200
20,000㎡を超え50,000㎡以内	780,000	6,000	6,500	500	200

別表2-2-1(東京支店管内) 設計住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A + B×M + C×分野数×M]				
	A 住棟料金	評価住戸加算			
		B 基本料金(必須項目のみ)		C 選択分野加算	
	料金1 (5-2無)	料金2 (5-2有)	8分野以下 (料金/1分野)	8分野超部分 (料金/1分野)	
500㎡以内	80,000	4,000	5,000	1,000	1,000
500㎡超え1,000㎡以内	100,000	4,000	5,000	1,000	1,000
1,000㎡超え2,000㎡以内	130,000	3,000	4,000	700	700
2,000㎡超え3,000㎡以内	150,000	3,000	4,000	700	700
3,000㎡超え4,000㎡以内	200,000	3,000	4,000	700	700
4,000㎡超え5,000㎡以内	300,000	3,000	4,000	700	700
5,000㎡超え10,000㎡以内	500,000	2,000	3,000	500	500
10,000㎡を超え20,000㎡以内	1,000,000	2,000	3,000	500	300
20,000㎡を超え50,000㎡以内	2,200,000	2,000	3,000	500	300

別表2-2-1(福岡事務所管内) 設計住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A + B×M + C×分野数×M]				
	A 住棟料金	評価住戸加算			
		B 基本料金(必須項目のみ)		C 選択分野加算	
		料金1 (5-2無)	料金2 (5-2有)	8分野以下 (料金/1分野)	8分野超部分 (料金/1分野)
500㎡以内	60,000	7,000	8,000	500	500
500㎡超え1,000㎡以内	60,000	7,000	8,000	500	500
1,000㎡超え2,000㎡以内	70,000	7,000	8,000	500	500
2,000㎡超え3,000㎡以内	80,000	7,000	8,000	500	300
3,000㎡超え4,000㎡以内	90,000	7,000	8,000	500	300
4,000㎡超え5,000㎡以内	100,000	7,000	8,000	500	300
5,000㎡超え10,000㎡以内	120,000	7,000	8,500	500	300
10,000㎡を超え20,000㎡以内	250,000	8,000	8,500	500	200
20,000㎡を超え50,000㎡以内	350,000	8,000	8,500	500	200

M：評価対象戸数

(2) 住宅形式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

当該共同住宅等に係る認定等を含む評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表2-2-2に定める額とする。

別表2-2-2(広島本社管内) 住宅形式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	設計住宅性能評価料金 (住棟金額 + 評価住戸加算)				
	住棟金額 A	評価住戸加算 M×B + (選択項目がある場合は;M×C×分野数)			
		基本料金 B		追加料金(選択項目) C	
		料 金 1 ※1	料 金 2 ※2		
500㎡以下	50,000	12,000	10,000	1分野につき ※3	500

M：評価対象戸数

※1：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用される場合。

この場合、5-2分野の認定等が含まれない場合は、3,000円加算する。(料金2も同じ)

※2：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用される場合。

※3：選択項目に認定等が適用される場合、300円/分野の加算とする。

注) 別表2-1-2の注)と同じ。

(3) 変更設計住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、1回の変更につき別表2-2-1又は別表2-2-2で算出した額に0.5を乗じた額とする。

ただし、必須項目の過半の分野を変更する場合は、別途見積とする。

また、評価項目を減ずる場合など審査を伴わない変更にあつては、戸当たり5,000円とすることができる。

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-2-1又は別表2-2-2に定める額とする。

(4) 建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、評価対象住宅の延べ面積の区分、評価戸数及び選択項目の数により別表2-2-3に定める額に別表2共1-2で定める額を加算した額とする。

別表2-2-3(広島本社管内) 建設住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A + B×M + C×分野数×M]				
	A 住棟料金	評価住戸加算			
		B 基本料金(必須項目のみ)		C 選択分野加算	
	料金1 (5-2無)	料金2 (5-2有)	8分野以下 (料金/1分野)	8分野超部分 (料金/1分野)	
500㎡以内	190,000	10,000	12,000	1,000	1,000
500㎡超え1,000㎡以内	190,000	10,000	12,000	1,000	1,000
1,000㎡超え2,000㎡以内	200,000	10,000	12,000	1,000	1,000
2,000㎡超え3,000㎡以内	220,000	10,000	12,000	1,000	800
3,000㎡超え4,000㎡以内	230,000	10,000	12,000	1,000	800
4,000㎡超え5,000㎡以内	250,000	10,000	12,000	1,000	800
5,000㎡超え10,000㎡以内	270,000	10,000	12,000	1,000	800
10,000㎡を超え20,000㎡以内	750,000	10,000	12,000	1,000	600
20,000㎡を超え50,000㎡以内	1,000,000	10,000	12,000	1,000	600

別表2-2-3(東京支店管内) 建設住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A + B×M + C×分野数×M]				
	A 住棟料金	評価住戸加算			
		B 基本料金(必須項目のみ)		C 選択分野加算	
	料金1 (5-2無)	料金2 (5-2有)	8分野以下 (料金/1分野)	8分野超部分 (料金/1分野)	
500㎡以内	150,000	6,000	7,500	1,500	1,500
500㎡超え1,000㎡以内	150,000	6,000	7,500	1,500	1,500
1,000㎡超え2,000㎡以内	200,000	4,500	6,000	1,000	1,000
2,000㎡超え3,000㎡以内	200,000	4,500	6,000	1,000	1,000
3,000㎡超え4,000㎡以内	300,000	4,500	6,000	1,000	1,000
4,000㎡超え5,000㎡以内	450,000	4,500	6,000	1,000	1,000
5,000㎡超え10,000㎡以内	750,000	3,000	4,500	800	800
10,000㎡を超え20,000㎡以内	1,400,000	3,000	4,500	800	800
20,000㎡を超え50,000㎡以内	3,300,000	3,000	4,500	800	800

別表2-2-3(福岡事務所管内) 建設住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A + B×M + C×分野数×M]				
	A 住棟料金	評価住戸加算			
		B 基本料金(必須項目のみ)		C 選択分野加算	
	料金1 (5-2無)	料金2 (5-2有)	8分野以下 (料金/1分野)	8分野超部分 (料金/1分野)	
500㎡以内	280,000	8,000	10,000	1,000	1,000
500㎡超え1,000㎡以内	300,000	8,000	10,000	1,000	1,000
1,000㎡超え2,000㎡以内	320,000	8,000	10,000	1,000	1,000
2,000㎡超え3,000㎡以内	350,000	8,000	10,000	1,000	800
3,000㎡超え4,000㎡以内	380,000	8,000	10,000	1,000	800
4,000㎡超え5,000㎡以内	430,000	8,000	10,000	1,000	800
5,000㎡超え10,000㎡以内	530,000	8,000	10,000	1,000	800
10,000㎡を超え20,000㎡以内	880,000	8,000	10,000	1,000	600
20,000㎡を超え50,000㎡以内	1,000,000	8,000	10,000	1,000	600

M：評価対象戸数

注1：対象となる共同住宅等の住棟料金は、階数が17以上(地階を含む)となる場合には、階数から10を減じ7で除した値(少数点以下切り捨て)に70,000円を乗じた額を加算する。

注2：建設住宅性能評価の引受後、変更設計住宅性能評価により評価項目を増やす場合の追加料金は、追加項目1分野につき1,000円(5-2の場合は2,000円)を加算する。

また、変更設計住宅性能評価を必要としない部分的な変更を施工状況報告書で報告する場合は、表示すべき事項1-1又は5-2を含んでいる場合は、1分野5,000円を、その他の場合は1分野1,000円を加算する。

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-2-3で算出した額に1.5を乗じた額とする。

ウ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、上記ア又はイの額に別表2共1-1に定める額及び別表2共1-2に定める額を加算した額とする。(次号(5)から(7)も同様とする。)

(5) 住宅形式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、認定等を含む評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表2-2-4に定める額に別表2共1-2で定める額を加算した額とする。

別表2-2-4 住宅形式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	建設住宅性能評価の料金 (住棟金額 + 評価住戸加算)				
	住棟金額 A	評価住戸加算 M×B + (選択項目がある場合は;M×C×分野数)			
		基本料金 B		追加料金(選択項目) C	
		料 金 1 ※1	料 金 2 ※2		
500㎡以下	70,000	13,000	11,000	1分野につき ※3	500

M：評価対象戸数

※1：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用され、現場検査回数が3回の場合の基本料金。現場検査回数異なる場合は、6,000円/回で補正する。

※2：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用され、現場回数が2回の場合の基本料金。現場検査回数が異なる場合は、6,000円/回で補正する。

※3：選択項目に認証が適用される場合、300円/分野の加算とする。

また、別表2-2-3脚注※2を準用する。この場合、追加又は変更項目に認定等が適用される分野の手数料加算は半額とする。

注) 別表2-1-2の注)と同じ。

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-2-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

(6) 変更建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の建設住宅性能評価又は変更建設住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、評価対象住宅の延べ面積の区分に応じて、変更によって発生した検査1回につき別表2-2-5に定める額に別表2共1-2で定める額を加算した額とする。

別表2-2-5 変更建設住宅性能評価の評価料金

変更部分の延べ面積	料 金 (基本料金+評価書交付料金)	
	基本料金	評価書交付料金
3,000㎡以内	50,000	10,000×Mc
3,000㎡を超え5,000㎡以内	80,000	10,000×Mc
5,000㎡を超え10,000㎡以内	200,000	10,000×Mc
10,000㎡を超え50,000㎡以内	700,000	8,000×Mc

Mc：評価書交付戸数

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の建設住宅性能評価又は変更建設住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-2-3又は別表2-2-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

ウ 認定等を含む共同住宅等の変更建設住宅性能評価の料金は、別途見積とする。

(7) 再検査又は追加検査の料金

共同住宅等の建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金は、申請者と別途協議して定める。

二 既存住宅の建設住宅性能評価の評価料金

1 戸建住宅

別表2既1-1(必須項目)に定める額とする。また、選択項目の評価がある場合は、別表2既1-1(必須項目)に定める額に別表2既1-2(選択項目)で定める額を加算した額とする。

(1) 現況調査、特定現況調査の評価料金(必須項目)

別表2既1-1

評価種別	料 金		
	設計図書有の場合	設計図書無の場合	再検査
現況調査	80,000×割増係数 ※1	別途見積	50,000
特定現況調査	50,000+別途見積 ※2		
簡易図面作成	50,000+別途見積		

住宅紛争処理支援センターの負担金を含む。

※1：以下に掲げる延べ面積、階数、築年数による割増を適用する。

延べ面積による割増係数		階数による割増係数		築年数による割増係数	
延べ面積	割増係数	階 数	割増係数	築年数	割増係数
200㎡以下	1.0	2階以下	1.0	10年以下	1.0
200超え500㎡以下	1.2	3～4階以下	1.2	10超20年以下	1.2
500㎡超える	1.4	5階以上	1.4	20年超える	1.4

※2：出張費、交通費(別表2共1-2)

(2) 個別性能評価の評価料金(選択項目)

別表2既1-2

評価項目		全ての既存住宅の評価		建設住宅性能評価等
		設計図書有	設計図書無	
1.構造の安定に 関すること	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	既A-1又は 既A-2による	—	50,000
	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	見積		
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の 倒壊等防止及び損傷防 止)	既Bによる		50,000(注1)
	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	見積		
	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	見積		
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及 びその設定方法(注2)	10,000		50,000
	1-7 基礎の構造方法及び形式			
2.火災の安全に 関すること	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	10,000	見積	8,000
	2-4 脱出対策(火災時)			
	2-5 耐火等級 [延焼の恐れのある部 分 (開口部)]			
	2-6 耐火等級 [延焼の恐れのある部 分 (開口部以外)]			
3.劣化の軽減に 関すること	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	既C-1又は 既C-2による	見積	15,000
4.維持管理・更新への 配慮に関すること	4-1 維持管理等級 (専用配管)	10,000	見積	8,000
5.省エネルギー 消費量に 関すること	5-1 断熱等性能等級	50,000	見積	8,000
	5-2 一次エネルギー消費等級	50,000	見積	8,000
6.空気環境に 関すること	6-2 換気対策 (局所換気対策)	10,000	8,000	8,000
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別表2共1-1による		
	6-4 石綿含有建材の有無等	既Dによる		
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等			
	7.光・視環境に 関すること	7-1 単純開口率	10,000(注3)	50,000
7-2 方位別開口比				
9.高齢者等への配慮に 関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	10,000	10,000	8,000
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	10,000	10,000	8,000

※ 個別性能評価は選択項目ですので1～10の内、1項目のみの評価も可能。

注1：免振建築物として建設住宅性能評価及び直近の免振建築物の点検結果報告が有るものに限る。

注2：地盤または杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要。

注3：開口計算書が無い場合、評価料金は30,000円とする。

(3) 追加検査の料金

別途、申請者と協議して定める。

2 共同住宅等

別表2既2-1-1に定めた額に、別表2既2-1-2(必須項目)で定めた額を加算した額とする。また、選択項目の評価がある場合は、別表2既2-1-1に定めた額に別表2既2-1-2(必須項目)で定めた額及び別表2既2-2で定めた額を加算した額とする。

なお現況調査料金は、1棟の料金+1住戸の料金×評価戸数(共同住宅等は、専用部分単独では評価できない。)

(1) -1 現況調査、特定現況調査の評価料金(必須項目、1棟の料金)

別表2既2-1-1

評価種別	料 金		
	設計図書有の場合	設計図書無の場合	再検査
現況調査	300,000×割増係数 ※1	別途見積	別途見積
特定現況調査	300,000+別途見積 ※2		
簡易図面作成	M×80,000+別途見積		

住宅紛争処理支援センターの負担金を含む。

M：評価対象戸数

※1：以下に掲げる延べ面積、階数、築年数による割増を適用する。

延べ面積による割増係数		築年数による割増係数	
延べ面積	割増係数	築年数	割増係数
500㎡以下	0.8	5年以下	0.9
500超え1,000㎡以下	0.9	5超え10年以下	1.0
1,000超え2,000㎡以下	1.0	10超え20年以下	1.2
2,000超え5,000㎡以下	1.2	20年超える	1.4
5,000超え10,000㎡以下	1.5		
10,000超え20,000㎡以下	2.0		
20,000超え30,000㎡以下	3.0		

※2：出張費、交通費(別表2共1-2)

(1) -2 専用部分の評価料金(必須項目、1住戸の料金)

別表2既2-1-2

1住戸	設計図書有	設計図書無	再検査
現況調査	60,000	80,000	50,000
特定現況調査(腐朽・蟻害)	別途見積		

※「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付を含む。

※ 設計図書無の場合は、簡単な平面図を作成する費用を含む。

(2) 個別性能評価(選択項目)の評価料金

別表2既2-2

評価項目	全ての既存住宅の評価		建設住宅 性能評価等
	設計図書有	設計図書無	
1.構造の安定に 関すること	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	既A-1又は 既A-2による	50,000
	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	見積	
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止【免振建築物】)	既Bによる	50,000(注1)
	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	見積	50,000
	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	見積	
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 (注2)	10,000	
	1-7 基礎の構造方法及び形式		

評価項目		全ての既存住宅の評価		建設住宅性能評価等
		設計図書有	設計図書無	
2.火災の安全に 関すること	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災)	10,000/戸	見積	8,000/戸
	2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸火災時)			
	2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)			
	2-4 脱出対策 (火災時)			
	2-5 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部)]			
	2-6 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部以外)]			
	2-7 耐火等級 [界壁及び界床]			
3.劣化の軽減に 関すること	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	既C-1又は 既C-2による	見積	15,000
4.維持管理・更新への 配慮に関すること	4-1 維持管理等級 (専用配管)	10,000/戸	見積	8,000/戸
	4-2 維持管理等級 (共用配管)			
	4-3 更新対策 (共用排水管)			
	4-4 更新対策 (住戸専用部)			
5.温熱環境・エネル ギー消費量に	5-1 断熱等性能等級	50,000/戸	見積	8,000/戸
	5-2 一次エネルギー消費等級	50,000/戸	見積	8,000/戸
6.空気環境に 関すること	6-2 換気対策 (局所換気対策)	10,000/戸	8,000	8,000/戸
	6-3 室内空气中の化学物質の濃度等	別表2共1-1による		
	6-4 石綿含有建材の有無等	既Dによる		
	6-5 室内空气中の石綿の粉じんの濃度等			
7.光・視環境に 関すること	7-1 単純開口率	10,000/戸 (注3)	50,000/戸	8,000/戸
	7-2 方位別開口比			
9.高齢者等への配慮に 関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	10,000/戸	10,000/戸	8,000/戸
	9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	10,000/戸	10,000/戸	
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	10,000/戸	10,000/戸	8,000/戸

※ 個別性能評価は選択項目ですので1~10の内、1項目のみの評価も可能。

注1：免振建築物として建設住宅性能評価及び直近の免振建築物の点検結果報告が有るものに限る。

注2：地盤または杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要。

注3：開口計算書が無い場合、評価料金は50,000円とする。

○ 別表2既1-2、別表2既2-2中の個別の別表は次のとおりとする。

① 中古住宅1-1耐震等級(構造躯体の倒壊防止)に係る評価料金

ア 木造

既A-1

延べ面積	構造計算の種類別料金		
	品確法壁量計算 耐震診断 (一般診断法)	耐震診断 (精密診断法) ・許容応力度計算	保有水平耐力計算 限界耐力計算等
200㎡以下	100,000	130,000	別途見積
200㎡超え	+50㎡毎に 20,000	+50㎡毎に 20,000	

イ 木造以外の構造

既A-2

延べ面積	構造計算の種類別料金	
	許容応力度計算等 ・耐震診断	限界耐力計算等
200㎡以下	150,000	別途見積
200超え1,000㎡以下	250,000	
1,000超え5,000㎡以下	280,000	
5,000超え10,000㎡以下	300,000	
10,000超え20,000㎡以下	380,000	

② 中古住宅1-3その他「免振建築物」に係る評価料金

全ての構造

既B

延べ面積	料金
200㎡以下	150,000
200超え1,000㎡以下	250,000
1,000超え5,000㎡以下	280,000
5,000超え10,000㎡以下	300,000
10,000超え20,000㎡以下	380,000

- ③ 中古住宅3-1劣化対策等級(構造躯体等)に係る評価料金
 ア 木造
 イ 木造以外の構造

既C-1

延べ面積	料金
120㎡以下	50,000
120を超え200㎡以下	80,000
200㎡を超える	100,000 +50㎡毎に20,000

既C-2

延べ面積	料金
200㎡以下	80,000
200を超え1,000㎡以下	100,000
1,000を超え5,000㎡以下	180,000
5,000を超え10,000㎡以下	250,000
10,000を超え20,000㎡以下	400,000

- ④ 中古住宅6-4、6-5 石綿含有建材等に濃度測定に係る評価料金
 既D

6-4 石綿含有建材の有無等 (1住戸の料金)		6-5 室内空气中の 石綿の粉塵の濃度等	
有無確認	150,000	濃度測定 ・分析	1箇所2資料 450,000
サンプル採取・分析	1建材3検体 480,000		

- 注1：建材サンプリングについては、申請者の指定する建材について実施するが、そのために壁等の仕上げ等の一部をはがす、高所作業で足場が必要などの場合の用意は、申請者で行う。
 注2：サンプリングは、1建材につき、吹付け材では10cm程度、板材では100cm程度のものを3箇所採取するが、その部分の復旧・補修等は申請者で行う。
 注3：濃度測定は、申請者の指定する室内で実施するが、現地における評価員の判断により適した部屋を選定する場合がある。
 注4：サンプリング資料の分析についてはJISA1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)により、室内空气中の濃度測定については住宅性能表示の評価基準による。
 注5：遠隔地の場合の出張費は別途見積りとなる。

- (3) 追加検査等の料金
 別途、申請者と協議して定める。

四 共通費用等

1 共通費用

- (1) 特定測定物質の濃度測定に係る評価料金

評価対象住戸において、室内空气中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合の評価料金は、別表2共1-1に定める額とする。

別表2共1-1 特定室内物質の濃度測定に係る測定箇所あたりの料金

同一時期に測定する個所数	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
1	30,000	50,000
2	25,000	46,000
3~5	23,000	42,000
6~10	21,000	38,000
10~	19,000	36,000

※ パンプ測定(バッジ方式)による測定料金。空気採集法は、別途見積りとなります。

- (2) 出張費・交通費

別表2共1-2 広島本社の業務区域(出張費・交通費)

区 分		出張費	交通費		合計額
都道府県	地 域		種別	交通費の額	
広島県	広島県全域	0	公共交通	0	0
			社用車		
山口県	岩国市、周南市、下松市、光市、柳井市、平生町、上関町、周防大島町	0	公共交通	0	0
			社用車		
	山口市、防府市	0	公共交通	11,000	11,000
			社用車	7,000	7,000
	下関市、萩市、宇部市、山陽小野田市、美祇市、長門市、阿武町	0	公共交通	15,000	15,000
			社用車	12,000	12,000

区 分		出張費	交通費		合計額
都道府県	地 域		種別	交通費の額	
岡山県	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町	10,000	公共交通 社用車	11,000 7,000	21,000 17,000
	倉敷市、総社市、新見市、早島町、矢掛町	10,000	公共交通 社用車	13,000 8,000	23,000 18,000
	岡山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	10,000	公共交通 社用車	14,000 10,000	24,000 20,000
	高梁市、真庭市、備前市	10,000	公共交通 社用車	15,000 12,000	25,000 22,000
	津山市、美作市、鏡野町、新庄村、奈義町、勝央町、美咲町、久米南町、西粟倉村	10,000	公共交通 社用車	14,000~22,000 14,000	24,000~32,000 24,000
島根県	益田市、浜田市、江津市、川本町、美郷町、飯南町、邑南町、津和野町、吉賀町、奥出雲町	15,000	公共交通 社用車	8,000 10,000	23,000 25,000
	松江市、出雲市、大田市、雲南市、安来市	15,000	公共交通 社用車	10,000 15,000	25,000 30,000
	隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村	15,000	公共交通 社用車	別途実費等加算	
鳥取県	米子市、境港市、日南町、日吉津村	15,000	公共交通 社用車	17,000 15,000	32,000 30,000
	倉吉市、北栄町、琴浦町、大山町、伯耆町、南部町、日野町、江府町	15,000	公共交通 社用車	18,000 20,000	33,000 35,000
	鳥取市、湯梨浜町、三朝町、智頭町、八頭町、若桜町、岩美町	15,000	公共交通 社用車	18,000 25,000	33,000 40,000
兵庫県	赤穂市、相生市、姫路市、たつの市、加古川市、明石市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市	15,000	公共交通	30,000	45,000
	上記以外の地域			別途実費等加算	
大阪府	高石市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、河内長野市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市、阪南市、岬町、能勢町、豊能町、千早赤阪村	25,000	公共交通	別途実費等加算	
	上記以外の地域	15,000		35,000	50,000
京都府	京都市、宇治市、京田辺市	15,000	公共交通	30,000	45,000
	上記以外の地域	25,000		別途実費等加算	
滋賀県	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市	15,000	公共交通	35,000	50,000
	上記以外の地域	25,000		別途実費等加算	
三重県 奈良県 和歌山県 福井県	全域	30,000	公共交通	別途実費等加算	
愛媛県 香川県 徳島県	全域	25,000	公共交通	別途実費等加算	
高知県	全域	30,000	公共交通	別途実費等加算	

※島しょ部については、別途実費等を加算します。

別表2共1-2 東京支店の業務区域(出張費・交通費)

区 分		出張費	交通費	合計額
都道府県	地 域			
北海道	札幌市、函館市、旭川市	15,000	別途実費等加算	
	上記以外の地域		別途実費等加算	
青森県	青森市	15,000	50,000	65,000
	上記以外の地域		別途実費等加算	
岩手県	盛岡市	15,000	40,000	55,000
	上記以外の地域		別途実費等加算	
秋田県	秋田市	15,000	50,000	65,000
	上記以外の地域		別途実費等加算	

都道府県	区 分		出張費	交通費	合計額
	地 域				
宮城県	仙台市		15,000	30,000	45,000
	上記以外の地域		別途実費等加算		
山形県	山形市		15,000	35,000	50,000
	上記以外の地域		別途実費等加算		
福島県	福島市、郡山市、いわき市		15,000	25,000	40,000
	上記以外の地域		別途実費等加算		
茨木県	水戸市、笠間市、石岡市、土浦市、牛久市、取手市、守谷市、常総市、下妻市、筑西市、桜川市、真岡市、塩来市、鹿嶋市、銚田市、大洗町、ひたちなか市、上記以外の地域		15,000	20,000	35,000
			別途実費等加算		
栃木県	宇都宮市、小山市、古河市、野木町、下野市、鹿沼市、栃木市、佐野市、足利市、結城市、上三川町、壬生町、上記以外の地域		15,000	20,000	35,000
			別途実費等加算		
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、桐生市、藤岡市、富岡市、安中市、上記以外の地域		15,000	20,000	35,000
			別途実費等加算		
埼玉県	東松山市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、飯能市、入間市、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、桶川市、上尾市、蓮田市、白岡市、幸手市、喜市、北本市、杉戸町、宮代町、伊奈町、川島町、吉見町、鳩山町、越生町、深谷市、本庄市、秩父市、上里町、神川町、美里町、長瀨町、寄居町、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町横瀬町、皆野		0	5,000	5,000
			15,000	10,000	25,000
千葉県	白井市、印西市、佐倉市、四街道市、八街市、成田市、富里市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、茂原市、栄町、酒々井町、芝山町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、鋸南市、御宿町、大多喜町、神崎町、東庄町、多古町、横芝光町、九十九里町		0	5,000	5,000
			15,000	10,000	25,000
東京都 (島しょ部除く)	奥多摩町、檜原村		15,000	10,000	25,000
神奈川県	相模原市(南区、中央区)、座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、横須賀市、三浦市、寒川町、菫山町		0	5,000	5,000
	厚木市、伊勢原市、平塚市、秦野市、小田原市、愛川町、松田町、大井町、中井町、二宮町、大磯町、開成町、清川村		0	5,000	5,000
	相模原市(緑区)、南足柄市、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町		15,000	10,000	25,000
山梨県	甲府市、甲州市、大月市、上野原市、上記以外の地域		15,000	20,000	35,000
長野県	松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、富士見市、辰野町、軽井沢町、御代田町、小諸市、東御市、上田市、坂城町、千曲市、長野市、中野市、須坂市、小布施町、山之内市、飯山市、上記以外の地域		15,000	20,000	35,000
			別途実費等加算		
新潟県 (島しょ部除く)	新潟市、三条市、見附市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日市市、妙高市、上越市、糸魚川市、上記以外の地域		15,000	20,000	35,000
			別途実費等加算		
富山県	富山市、朝日町、入善市、黒部市、魚津市、館山町、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、上記以外の地域		15,000	30,000	45,000
			別途実費等加算		
石川県	金沢市、津灘町、内灘町、野々市市、白山市、小松市、加賀市、上記以外の地域		15,000	40,000	55,000
			別途実費等加算		

区 分		出張費	交通費	合計額
都道府県	地 域			
静岡県	熱海市、三島市、小山町、御殿場市、裾野市、沼津市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市、上記以外の地域	15,000	25,000	40,000
			別途実費等加算	
愛知県	名古屋市、大府市、刈谷市、知立市、安城市、幸田町、蒲郡市、豊橋市、稲沢市、一宮市	15,000	30,000	45,000
	上記以外の地域		別途実費等加算	
岐阜県	岐阜市	15,000	30,000	45,000
	上記以外の地域		別途実費等加算	

※ 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県における上記以外の地域については、出張費及び交通費を加算しません。

別表2共1-2 福岡事務所の業務区域(出張費・交通費)

(単位：円)

区 分		出張費	交通費		合計額
都道府県	地 域		種別	交通費の額	
福岡県	福岡県全域	0	公共交通 社用車	0	0
大分県	日田市、玖珠町	10,000	公共交通 社用車	5,000 10,000	15,000 20,000
	九重町、中津市、宇佐市、由布市、豊後高田市、別府市、日出町、竹田市、杵築市、大分市、国東市	10,000	公共交通 社用車	10,000 15,000	20,000 25,000
	臼杵市、豊後大野市、津久見市、佐伯市	10,000	公共交通 社用車	14,000 20,000	24,000 30,000
	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神崎市、唐津市、玄海町	10,000	公共交通 社用車	別途実費等加算 5,000	別途実費等加算 15,000
佐賀県	佐賀市、小城市、伊万里市、多久市、江北町、白石町	10,000	公共交通 社用車	別途実費等加算 8,000	別途実費等加算 18,000
	武雄市、大町町、嬉野市、鹿島市、太良町、有田町	10,000	公共交通 社用車	別途実費等加算 10,000	別途実費等加算 20,000
	山鹿市、玉名市、荒尾市、南関町、和水町、長洲町	15,000	公共交通 社用車	8,000 9,000	23,000 24,000
熊本県	熊本市、菊池市、合志市、小国町、南小国町、益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、菊陽町、大津町、西原村	15,000	公共交通 社用車	10,000 12,000	25,000 27,000
	阿蘇市、宇城市、宇土市、八代市、美里町、氷川町、高森町、山都町、産山村、南阿蘇村	15,000	公共交通 社用車	12,000 15,000	27,000 30,000
	人吉市、水俣市、天草市、上天草市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、苓北町、山江村、相良村、球磨村、五木村、水上村	15,000	公共交通 社用車	15,000 20,000	30,000 35,000
	佐世保市、波佐見町、川棚町、東彼杵町、大村市、諫早市、長与町、時津町、長崎市	15,000	公共交通 社用車	別途実費等加算 15,000	別途実費等加算 30,000
長崎県	雲仙市、島原市、南島原市、佐々町、松浦市、平戸市、西海市	15,000	公共交通 社用車	別途実費等加算 20,000	別途実費等加算 35,000
	壱岐市、対馬市、小値賀町、新上五島町、五島市	30,000	公共交通	別途実費等加算	別途実費等加算
	宮崎県	宮崎県全域	20,000	公共交通 社用車	別途実費等加算 20,000
鹿児島県	鹿児島県全域	20,000	公共交通 社用車	別途実費等加算 30,000	別途実費等加算 50,000
沖縄県 (島しょ部除く)	沖縄県全域	30,000	公共交通	別途実費等加算	別途実費等加算

※島しょ部については、別途実費等を加算します。

- (3) 評価書の再交付手数料
1通につき5,000円とする。

3 評価料金の減額・増額

(減額)

(1) 業務規程第28条第1号による減額

共同住宅等設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2に規定する確認申請がされるとき(当該共同住宅等設計住宅性能評価の申請に係る受付が、確認済証交付の日から1か月までのものを含む。)は、別表2-3-1の額を減額することができる。

別表2-3-1 共同住宅等設計住宅性能評価の評価料金からの減額

延べ面積	減額料金
1,000㎡以内	5,000
1,000㎡を超え5,000㎡以内	10,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	20,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内	35,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内	50,000

(2) 業務規程第28条第5号による減額

戸建住宅又は共同住宅等の建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項に規定する完了検査又は同法第7条の4第1項に規定する中間検査の申請がされるときは、別表2-3-2又は別表2-3-3の額を減額することができる。

別表2-3-2 戸建住宅建設住宅性能評価の評価料金からの減額

延べ面積	減額料金
200㎡以内	8,000
200㎡を超える	10,000

別表2-3-3 共同住宅等建設住宅性能評価の評価料金からの減額

延べ面積	減額料金
1,000㎡以内	10,000
1,000㎡を超え5,000㎡以内	20,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	40,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内	70,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内	110,000

(3) 業務規程第28条第2号による減額

次の要件に該当するもの。

- ① 戸建住宅については、50戸とする。
- ② 共同住宅等については、100戸とする。

(4) 業務規程第28条第3号による減額

次の要件に該当するもの。

- ① 住棟全体の戸数が100戸以上で、全住戸の半数の評価書の交付を申請する場合で、同タイプの割合が概ね5割を超える場合とする。
- ② 住棟全体の戸数が50戸以上で、全住戸の評価書の交付を申請する場合で、同タイプの割合が概ね5割を超える場合とする。

注 別敷地であっても近隣である場合は、最後の評価書交付から3か月以内の申請を同一申請と見做す。

(5) 業務規程第28条第6号による減額

次の要件に該当するもの。

- ① 戸建住宅団地で、10戸以上の建設住宅性能評価の申請が同時期に申請される場合。
- ② 戸建住宅団地で、5戸以上の建設住宅性能評価の申請が同時期に申請され、その建設住宅性能評価の等級、仕様が同一である場合。

(6) 業務規程第28条第7号による減額

次の要件に該当するもの。

- ① 変更設計住宅性能評価、変更建設住宅性能評価で、変更項目が少ない、評価分野の種類により審査、検査に時間を要しない場合で、減額が止むを得ないとジェイイーが認める場合。
- ② 5-1分野に係る平均熱還流量の計算ソフトで、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が提供している「住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率(冷房期・暖房期)計算書(2017.7建築研究所技術情報Ver.02対応)(国研)建築研究所計算支援プログラムに基づく外皮計算書(外皮面積等を用いない外皮計算シートEXCEL2007版 ver1.1)」を使っている場合

(7) 減額は次により実施する。

- ① 減額要件の各号は、減額理由が同じ場合を除き加算することができる。
- ② 減額は次表を限度として決定する。

業務規程第28条	第2号	第3号	第4号	第6号	第7号①	第7号②
評価料金に対する割合・額	20%	20%	10%	20%	50%	2,000円

(増額)

(8) 業務規程第29条第1号による増額

次の要件に該当するもの。

- ① 設計評価申請書提出後、申請者、代理者の都合でジェイイーの審査が数か月継続、中断する場合。
- ② 同じ内容の追加説明や是正の指摘が繰り返される、又は是正過程で指摘以外の箇所が変更され、整合性の確認若しくは同じ審査や評価を繰り返す場合。

(9) 業務規程第29条第2号による増額

評価中に評価等級が変わる又は図面が変わる等により再度構造計算等を審査しなければならないとき、若しくは再度外皮計算の審査をしなければならないなど、大きな変更があった場合。

(10) 増額は、次により実施する。

- ① 増額要件の各号は、加算することができる。
- ② 増額は次表を限度として決定する。

業務規程第29条	第1号	第2号	第3号
評価料金に対する割合	50%	100%	30%